

## 令和3年度 第2回 高知県環境審議会 自然環境部会議事録

1 日 時： 令和3年11月18日（木） 13時30分～15時00分

2 会 場： オーテピア高知図書館 4階 ホール

### 3 出席者

#### (1) 部会委員（※は、当日欠席）

石川 慎吾	(国立大学法人 高知大学 名誉教授) 部会長
佐藤 重穂	(国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林総合研究所 四国支所 産学官民連携推進調整監) 副部会長
時久 恵子	(香美市こどもエコクラブ 代表サポーター)
濱田 美穂	(いの町環境課 課長)
高橋 徹	(一般社団法人 高知県猟友会 代表理事会長)
吉澤 未来	(わんぱーくこうち アニマルランド 園長)
細川 公子※	(高知自然観察指導員連絡会 副会長)
岩内 史子※	(コープ自然派しこく こうちセンター 理事)

#### (2) 高知県（事務局）

山崎 栄	高知県鳥獣対策課長
深田 英久	高知県鳥獣対策課チーフ（被害対策担当）
齊藤 翼	高知県鳥獣対策課技師
門脇 義一	高知県鳥獣対策課専門員

### 4 会 議

#### (事務局)

部会委員8名のうち、6名の出席を得て、審議会条例第7条第5項に基づき本会議が成立している旨を報告する。

鳥獣対策課長のあいさつ

#### (事務局)

審議内容は公開であることを報告。

なお、議長は審議会条例7条の4項に基づき部会長が務める旨を説明する。

#### (石川部会長)

石川部会長のあいさつ

—議事録署名委員選出—

部会長が、濱田委員、吉澤委員を指名する。

—審議項目（１）の説明—

第13次高知県鳥獣保護管理事業計画（案）について

事務局が資料に基づき説明する。

（高橋委員）

高知県猟友会では、県から委託を受けてキジを放鳥しています。なるべく自然に近いキジの仕入れに努め、貴重な財源を入れて放鳥していますので、天敵も非常に多いのですが、なるべく育ててほしいと思うのでエサの豊富な場所などを選んで放鳥をしています。ぼつぼつ子連れで繁殖してるという声も聞きますが、全体の放鳥数に対して育つ環境が以前からいうと厳しくなった気がします。県猟友会としては、自然の山の方々にキジの鳴き声が聞こえ、きれいなオスキジが生息する環境を大切にしないといけないと思います。猟の撃つ楽しみだけではなく、キジを育てていくということに主眼をおいて、子供達を交えた放鳥事業なども実施しています。全国的に見て厳しい財政状況の中でキジの放鳥費用を計上してくれてる県というのもそんなに多くあるわけではなく、高知県猟友会も県の方向性は非常にありがたいと思っています。しかし、ここ4～5年でかなり予算が減額をされてきました。狩猟税も減免措置等で減ってきたこともあろうかとは思いますが、今の放鳥の予算はなんとかこれからも維持していただくように、このことについては要請させていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

（石川部会長）

キジはそもそも草原性の鳥ですよ。里山の草原が少なくなって、里山そのものがヤブ化していったら、人口が減少どころか消失してる所が多い。そういう社会事情がずいぶん厳しいですよ。草原を新たに作るみたいなことを考えたらいいのかもかもしれませんけど。

（事務局）

キジの生息については、天敵もそうですし、里山の崩壊が野生鳥獣にとっての生息環境において、有害鳥獣にとっては暮らしやすく、国鳥であるニホンキジにとっては住みにくい環境になっているんだろうと思います。放鳥の羽数につきましては、狩猟税が目的税という性質もございますが、できるだけ趣旨を活かしながら継続していきたいと思っています。

（石川部会長）

よろしくお願いします。

（吉澤委員）

計画案の見え消し版では、キジではなくコウライキジになっていたと思うのですが。

（事務局）

以前の表記は、コウライキジではなくニホンキジでした。鳥獣保護管理法の種名表記と統一す

るためキジとしました。

(吉澤委員)

放鳥については、外来鳥類は除きますと書いてあったので、12次の計画書でもコウライキジは放鳥していないということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(時久委員)

計画書案20ページの予察表のタヌキですが、主たるところはこれでいいと思いますが、この被害の発生期間についてノウサギとかタヌキとかはやはり被害の情報が沢山入ってきてるのかなというのがひとつです。被害はあるだろうとは思いますが、タヌキの状況がかなり増えてきたというような状況が入っているかどうか。実は、タヌキがとにかく沢山いるんです。びっくりするくらい。それで夜、外に出かけようかなと思ったら、猫が座っているかと思ったらタヌキが見送ってくれるみたいな感じで、けっこう家があって田んぼもあってという場所なんですけど、沢山いるんです。近所の方から、裸のタヌキはなんだろうと思った、毛がない生き物がウロウロしてるという報告があったりしてですね、それ病気じゃないかなとみんなで話しててなったんですけど、結局その後、見かけなくなったりして、病気がひどくなって死んでしまったかなと思ったりもしているのですが、タヌキの状況を教えてください。

(事務局)

タヌキにつきましては、市町村の有害捕獲で昨年度2,800頭くらい捕獲されています。狩猟での捕獲と合計しますと3,400頭くらい捕獲されてますから、捕獲数から考えると生息数はかなりいるのではないかと思います。被害の報告も増えてきたと思います。お話しの毛が無いタヌキは疥癬だと思いますが、疥癬にかかったタヌキの報告も年間数件ありますが、それでもタヌキが増えてきたというのは猟師さんからもお聞きするところです。ご指摘の予察表につきましては、こうしたことや市町村からの報告等をもとに実情を鑑みて発生期間を延ばさせていただきました。

(時久委員)

すみません、ありがとうございました。

(石川部会長)

高知県は昔から民間薬でタヌキの油を売ってますよね。あちこちで売ってますけど、あれを目的に捕獲しているんですか。その3,400頭は、油になったの。

(事務局)

狩猟では、油をとる目的での捕獲もあるかと思いますが、有害捕獲は農作物等の被害防止の目的ですので、捕獲後の有効活用という観点から油にしている例もあるとは思いますが。

(吉澤委員)

計画書案 32 ページの住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たってのことですが、私たちが呼ばれた時に、全部動物園でやらなければならないというのは難しい。市民の方が困られているので、私たちは飼育動物のことを置いて出て行くということになっているんですけども、そのうえでいろんなところに交渉して、実際もう行かなきゃいけないのに、行ったがために後から始末書を書かなければならないというのはおかしいと思います。できれば、どこかで一元的に扱っていただき、そういった問題が起きた時には、そこからうちに要請があつて、書類は後ではんこを押すだけにしていただけると助かるのですが、ここに留意しますと書かれていても、結局やらなきゃいけないのは現場の私たち職員になると思うので。なにかそういったものを作っていただけるとすごく助かりますし、行きやすくなるんじゃないかなと思います。

(石川部会長)

もうすでに現場に出てらっしゃるのですか。

(吉澤委員)

あります。過去にも、私ではないですが、麻酔銃を持って職員が行ったことがあります。実際に麻酔銃を使ったかどうかは聞いていないですけど、全部サルです。基本的には、住宅地とか屋外で撃つことは無理なので、どこかに閉じ込めてもらって、そのうえで麻酔銃を使うんですけど、麻酔薬の書類は出さなきゃいけないのは仕方が無いですが、その他色々な許可を取れるのは、実際問題切羽詰まってる状況でその時に対応するのは無理な話です。

(石川部会長)

ちょっと深刻ですね。これについてはいかがですか。

(事務局)

わんぱくこうちアニマルランドさんには、平成 19 年に高知市街にサルが 3 日連続で出沒した際に吹き矢で麻酔を撃っていただき、無事に保護することができたことがありました。その節はありがとうございました。動物園の方の麻酔銃は、園内だけでの使用に限られたり、規制が色々あつたりしますし、市町村のみなさんも麻酔銃についてあまり詳しくないところもありますので、実は、市町村担当者の方を集めた会の折に、サルやイノシシなどが市街地に出沒した時の対応について説明をさせていただくという事で、現在その資料を作っています。その中で必要な事などもお伝えしながら、実際そういうことが起きた時にスムーズに対応ができるような体制を作りたいと思います。また、一部の施設だけに負担がかからないように、他に麻酔銃を所持している所にも協力をお願いするなどしっかり対応していけたらと考えています。

(石川部会長)

NPO もありますしね。はい、では作成中ということでもよろしいでしょうか。ところで、最後の 48 ページの豚熱ですが、豚熱にかかった豚の製品が出回っているということがあるんですね。こ

の書きぶりだと、そこはチェックされていないのですか。野生のイノシシが豚熱ウイルスに汚染された肉製品を食べるということは、その肉製品は我々人間が食べて、それを捨てて、それを野生イノシシが食べて蔓延するという事なんですね。

(事務局)

海外で製造された製品に、誤って豚熱に汚染されたジャーキーとかが入っていて、それを人間が食べ残しを山に捨てて、それを野生イノシシが食べて豚熱にかかるということがあるので、そういうことがないようにという趣旨で記載しています。

(石川部会長)

処理する段階でウイルスが死滅するってことはないですかね。ちょっと考えにくい気もしたのですが。

(事務局)

その辺は、吉澤委員さんがお詳しいと思います。

(吉澤委員)

輸入品で検疫をのがれてしまったものが捨てられて、それを食べてってことであれば確かに熱処理されてなくてウイルスがそこに残っていたということも。そうすると例えばイノシシの死体があった場合、それが感染しているかどうか分からないじゃないですか、そういった時に処理をどこかに連絡したりする仕組みはどうですか。

(事務局)

現在、不自然なイノシシの死体があった場合は、県の家畜保健衛生所が検査をしています。

(石川部会長)

はい、なるほど。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。それでは次に移りたいと思います。

#### 一審議項目（２）の説明一

##### 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）について

事務局が資料に基づき説明する。

(佐藤副会長)

ご説明いただいた国・県・関係機関との連携ですが、これはたとえば隣接する他県との連携も含むということによろしいでしょうか。

(事務局)

そうです。愛媛県、徳島県との情報交換をもとに捕獲の体制等も情報交換しながら連携して進

めていきたいと考えております。

(佐藤副会長)

ありがとうございます。ご承知のとおり野生動物はどこに県境があるか認識せずに県境を行ったり来たりしますので個体数を管理していくうえではやはり高知県と愛媛県あるいは徳島県と連携して進めていくというのは非常に重要だろうと思います。管理計画を立てるうえで、そういったところに留意していただければと思います。

(高橋委員)

県の捕獲目標は3万頭でしたが、だいたい年間2万頭前後で捕獲数が推移をしておりましたし、今の会員数はそんなに増える状況でもなく、減る一方だと思っておりますが、その中で、県が新規狩猟者の取得に向けて試験の日数を増やす、あるいは色んな制度を設けていただいて、県猟友会でもなんとか狩猟者の数については維持をしてるという風な感想を持っています。もともと高知県には狩猟文化がありまして、県の人口が70万人を切った中で、今年の県猟友会の会員数が3,501名です。簡単に割ってみますとだいたい200人に1人の方が何らかの形で狩猟に係わっていただいているというような状況で、その数は全国的にみましても群を抜いて多いんです。北海道の人口は550万人くらいだと思いますが、北海道の狩猟者はだいたい5,000人を少し超えていますので、北海道は簡単に見てみますと1,000人に1人が狩猟者ですので、それからすれば高知県は5倍の狩猟者がいるというような状況です。それで3万頭は非常に高いハードルでしたが、今まで猟友会も県の目標に向けて当然捕獲圧を高めるということで活動していたんですが、今回、色んな方が議論していただいて捕獲目標25,000頭という現実的な数字の報告を受けましたので良かったなという思いがします。とはいえ、25,000頭というのはなかなかハードルが高いんだろと思いますが、その中でだんだんと一定の捕獲を進めていけば生息数も下がっていくというような状況も資料のグラフに出ていますので、県の方も手を緩めることなく新規狩猟者の確保に努めていただきたい。それから当然色んな制度の中で狩猟に係わるということになりますと、グラフを見てもわかりますように銃猟免許の取得者よりもわなの方が多くなっています。全国的にもそうなんだそうで、大日本猟友会でも銃猟者とわなの狩猟者が逆転をしております。それでも高知県は全国から見ても銃猟者の方も頑張っているという状況が見受けられますので、猟友会でも銃の安全狩猟はもちろんですが事故の無い狩猟を目指すことが一番ですが、安全を維持していくとなると一定資金もかかってきますので、色んな方面から県で財政支援ができるものについては何かと手を打っていただくことをお願いをしたいと思います。これまでも色んな予算をつけていただいて新規狩猟者確保に向けてご支援をいただいておりますが、今後もしっかりこのことについてご支援を賜りますようにこの機会にお願いをしておきたいと思っております。とにかく、一定捕獲目標頭数が下げられて高いハードルが下がってきたなということは、早速、県猟友会のそれぞれの地区の会長さんに、こういった方向で進みますよということについて、ご紹介しておきたいと思っております。

(事務局)

5年前には非常に被害も大きく、目標を早くクリアしたいということもありまして、現場の方

にはちょっと現実的ではないのではないかとのご意見も少しあったのかもしれませんが高い目標を掲げさせていただいておりました。ですが、今回に関しましては、現実的な実績に応じて、ただし、国の半減目標をクリアするという目的もありますのでその関係で今回 25,000 頭という数字を掲げさせていただいています。また、現実より少し高い数字ですのでそこに向かっての色々な支援策の推進も考えていけないと考えておりますし、実際に狩猟していただける新しい狩猟者の方の確保というところとか、技術的なところの向上の支援とかというところの取り組みについても、今まで実施はしていますが、今後も継続して取り組む方向で考えていきたいと思っています。

(時久委員)

この会が始まる前に高橋委員さんとお話ししていたのですが、山が回復しつつあるというか、少し変わってきたというのは猟友会の方々の捕獲の効果がたいへん大きいと思います。年に何回かずっと山に入っていると、最初の頃は自然はもう戻らないんじゃないかと本当に悲壮な感じだったんですが、植物を守るための人たちもたくさん入っていますけれど、それはそれで非常に大事なことで続けていってるんですけど、やっぱり猟友会の方達がいなかったらなかなかシカの数が減らないということで、これは大きな力だったと思っています。だからこの目標にしてもまだちょっと高いかもしれませんが大いにこれからもお願いしたいところです。それで私の方からは、教育の側からいうと子供達も捕獲についてすごく大事だと思っています。子供達を山へ近づける教育の場を持たないといけないと思っていまして、自分達の地域だったら森林環境税の応援もいただいて卒業するまでに小学校、中学校で必ず山へ行ってみるということをしよとやっていると、すごく熱を込めて大人の方達が話をしてくださるので、子供達はシカがかわいいということと、やっぱり害がこれだけ増えてきたらいけないということと、シカの肉そのものが高知県の特産物というかそういう風になりやしないかというようなこととか、色々、総合的に考えていくのでシカの捕獲はとても大事と思っています。その猟の資格を取るという話を聞いた高校生が気持ち的に取りたいとぐっと傾いていくんですね。小学生も中学生もわなの話とか色々な狩猟の話の聞くと大事だという意味合いが非常に分かるので、大人になったら取ろうとか言うんですけど、その取ろうという気持ちをどういう風に後押ししていくかということで、やっぱり子供の頃の教育とそれから切実なところで押していくということがこれからの繋がっていくと思うので、どうしても学校の教育の中で高知県の場合は山のことをしっかり入れていきたいというようなことを思っています。

(石川部会長)

狩猟に開眼される子供達が増えているようですので、後押しを是非よろしくお願いします。

(事務局)

県でも、今おっしゃっていただいたようにもうちょっと狩猟の魅力というか関心を持っていただきたいということを思っております。県でも数年前から、農業高校とか普通高校の自然科学系を勉強をされてる方達に今どんな被害が出ているかという鳥獣被害の実態の話とか、結局は防除で防ぐ対策と共に捕っていかなくては被害は減らないことについても説明をさせていただいて、最

後に18才以上ならわな猟の免許取れますので、そのところを皆さん前向きに考えて欲しい、猟をしなくても被害がある、そういうのが大切なんだというのは分かっていたらお家の方とか地元の方とか色々なところでそういう話が出てくるでしょうから、そこで関心を持っていただきたいということで出前授業という形で毎年、高校生には授業をさせていただいていますので、また参考になるところがありましたら色々情報交換させていただいて前向きな取り組みを進めていきたいと思っています。

(濱田委員)

先ほどの話なんかもそうですけど、私も行政で仕事をしているにも関わらず、自分の仕事とこういった環境や鳥獣のこととは今まで関係がなかったので、あまり聞いたりとか取って自分から調べたり見たり聞いたりということがなかったのですが、ちょっと前に産業経済課の仕事の関係をしている時にいの町の枝川地区の方が、もう3年くらい前になるんですけどシカが出て来るという話を聞いた時にイノシシとかサルとかは昔からの町も旧本川村とか旧吾北村とかに多かったのを知っていたんですけど、高知県の山にシカが出るというのが分からずに、シカは前からおるおると言われて、そしたら今度はウサギがこの頃かなり悪さをしていると、かわいらしいけどなかなか悪さをするという話を聞いた時に、自分のいるいの町のことで何にも知らなかったなと思って、やっぱりそういうことを知ってもらうには子供を巻き込むのが一番いいと思います。小学生ってやっぱり自分達が勉強したこと、知ったことを親に話したいところがあるので、そういうのを県だけではなく市町村役場の方が力を入れて子供達にかわいいだけじゃないと、一緒に共生していく難しさというところなんかも教えたりとかというようなこともどんどんしていく必要があるなと思いながら被害の調査も見たところです。県が音頭をとって旗振って引っ張っていただかないとなかなか市町村は動けないんですけど、市町村の方にもどんどん下ろして行って、そういうのをやっていかないと風になんかという風に思いました。

(石川部会長)

力強いお言葉をありがとうございます。これに関連して、C管理ユニットがうまくいってないんですよね。捕獲が上がってなくて目標も高く設定している。これについて原因はどの辺にあるのですか。狩猟者の不足ですか。

(事務局)

高知県の西部は、割と海岸から愛媛県の県境にかけて集落が平均的にあつたりしてわな猟についてもやりやすい環境ですが、C管理ユニットの嶺北地域とか東部の方は割と集落から県境の方に向けて民家が無かったりアクセスが困難な地形とかもありまして、実際捕ってはいるのですが、それ以上に思うようには捕獲圧がかかっていないのが原因と思っています。

(石川部会長)

それをクリアするためには何をしたらいいんでしょうか。狩猟者をもっと増やす以外にないんでしょうかね。アクセスが悪い、地政学的なものとか社会的な構造の問題とか両方関わっているのは大変だと思うんですけど。



(事務局)

今後ですが、例えば徳島県との県境の付近では徳島県との連携による事業を行っていくということもありますし、来年度以降ですが、くくりわなの配布事業も県で実施したいと考えておりまして、3年間で7,500基ほど配布したいと考えてます。それに加えて狩猟者の方のレベルアップなどで、嶺北地域や県東部のシカの捕獲圧を高めていくようにやっていきたいと考えています。

(石川部会長)

それなりに力を入れて対策は打っておられるんですね。分かりました。22ページに書いてあるような事で推進していくということですね。他にいかがでしょうか。

(佐藤副会長)

22ページで先ほど少しご説明いただきましたけれど錯誤捕獲の問題です。これは非常に重要というか、もちろんクマが間違えて掛かってしまったら大変なことになりますし、カモシカが掛かって動物の保護という意味でももちろん重要なんですが、それより何より、間違っただけでクマなりカモシカなりがくくりわなに掛かってしまった時にそれを処理する人、捕獲従事者の安全の確保というのが非常に重要だと思います。万一、事故が起きたらいけないので錯誤捕獲が起きないようにするというのが一番の最優先ですし、もし起きた場合にどう対処するかをきちんと関係機関と連絡体制がとれていて捕獲従事者の安全の確保ができるように体制をきちんと整えていただければと思います。

(事務局)

特にツキノワグマに関しましては、レッドデータブックにも載っているような動物でもありませんし、四国に20数頭しかいないんじゃないかと言われてる非常に貴重な動物です。県では自然共生課が希少鳥獣の保護を担っているんですが、そちらの課がツキノワグマに関しては来年度から対応のマニュアルを検討していきたいということで内部協議を始めているところです。その中で、ツキノワグマが実際に捕獲された時にどうなるのかについての項目も当然、検討の一つとしてありますし、その時にはツキノワグマをきちんと自然に返すという視点とそこに関わる人間の安全性をどう担保するかについても当然協議の中に入ってくるかと思いますので、その協議の中で色々と検討させていただきたいと思っています。その際には、専門家の方を交えて色々ご意見を伺いながら協議を進めていきたいと自然共生課から聞いておりますので、またその時には皆様からもお知恵を拝借するようなこともあるかと思っていますので、その時はよろしくお願いします。

(石川部会長)

他にいかがでしょうか。今日の議論の一番メインのところですよ。忌憚のないご意見を宜しくお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### 一審議項目(3)の説明一

##### 第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(案)について

事務局が資料に基づき説明する。

(石川部会長)

イノシシはだいたい計画どおり捕れているんですね。毎年。

(事務局)

そうです。

(石川部会長)

特に変更することはないですか。

(事務局)

計画案の2ページ目をご覧ください。2ページ目の表1、これまでの取り組みの内容として色々ありますが、右の列に捕獲数も載せております。令和2年度は20,281頭で、目標頭数20,000頭に対して少し多めの頭数で目標を達成できているような頭数が捕れております。

(佐藤副部会長)

4ページの図にイノシシの許可捕獲数がありますが、有害の許可捕獲ですか。

(事務局)

そうです。有害捕獲です。

(佐藤副部会長)

狩猟での捕獲とは別ということですね。

(事務局)

そうです。

(佐藤副部会長)

分かりました、ありがとうございます。捕獲は県内全域に及んでおりますが数の多い所というのは県の中央部にかなり偏っているなという印象だったので。

(石川部会長)

5ページ目の図3を見ると平成22年くらいから有害捕獲がぐわーって増えていますが、これは何かこの辺で変わったのですか。

(事務局)

平成22年頃に県内の集落に実態調査とか色々させていただきました。そこで鳥獣被害が非常に現場で問題になると生の声をお聞きして、被害額も先ほど説明したように24年度がピークで

3億6,000万円と非常に高い状況で。そこから県としては鳥獣被害対策を本格的に、中山間地域の生活を守る為に必要だということで大きな舵を切って取り組みをスタートさせていただいた。それに、県猟友会さんであったり各市町村さんにもご協力をいただいて、そこから本格的に高知県として捕獲対策を強化したというような結果がこれに出ています。ですので、捕獲頭数に関しましても22年以降から急激に伸びて、現状約20,000頭前後で維持できてるという状況という風に分析しております。

(石川部会長)

県の対策が強化された。知事さんが変わった頃ですね。

(事務局)

中山間総合対策本部を立ち上げたのが平成24年度で、併せて国の方も抜本強化ということで捕獲活動経費への支援制度ができたりと色々なことで有害捕獲の頭数が伸びてきました。

(石川部会長)

なるほど、分かりました。ありがとうございました。

(高橋委員)

猟友会の立場でこの捕獲を考えた時に、狩猟期間は、基本的に以前は11月15日から2月15日までだったのが、イノシシ、シカについては3月一杯ということで、4ヶ月半、狩猟期にシカ、イノシシは捕獲ができるということで、以前に比べて期間は延長になっているんです。猟友会からいえば、基本的には狩猟期にしっかり捕獲をするということが基本だと思います。大日本猟友会でもそういう考え方でして、何が違うのかと言いますと、高知県はシカについては狩猟期についても報償金を出してくれているんですが、イノシシについては狩猟期に報償金を出しているところと出していないところがあり、これは、それぞれの市町村で理解のあり方、運営のあり方、予算の使い方でそういったところもあるのでしょうけれど、特に高吾北とか中山間地域ではイノシシについても狩猟期に報償金を出しているところがあるのです。当然、高知市なんかは出していないのですが、狩猟者の立場から言えば狩猟期にもしっかり報償金を出すこと、11月15日から3月末までに報償金を出せば、それはそれで捕獲圧も高まりますし捕獲数も伸びると思うのです。有害となりますと暑い盛りに、毒蛇がいたり蜂に刺されたり非常に劣悪な環境の中でも山に行って、捕獲圧を高めている現実があるので、今の高知県における野生鳥獣のあり方から言えば予算を狩猟期にもしっかり出していく。個体は移動することもありえると思うので、あそこの地域は報償金を出してるがこの地域は出してないとか、市町村によって隔たりがないように狩猟期にしっかり捕獲をする。県として、その捕獲制度をしっかりと作りあげていくべきではないかというのが県猟友会のひとつの持論ですので、そのことを踏まえてシカについては出していただきますのでイノシシについてもそういった方向で市町村で隔たりのないような仕組みが作れないものかどうか、是非検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(石川部会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

狩猟期に報償金を出せばシカの捕獲数の推移でご覧いただいたように確かに捕獲数が伸びていますので、おっしゃったことは捕獲に効果があるのだらうと思います。ただ、一方で限られた予算の中では、どうしても現在、シカは生息頭数が多いものの捕獲目標に達していないということがございますので、政策的にシカで実施しています。イノシシについては、直接的な報償金制度ではありませんが、狩猟者の方の負担を軽減するためにくくりわなを配布するとか色々な施策を総動員しながらイノシシについての管理も今後またご意見を踏まえてしっかりやっていくように考えていきたいと思います。まずはシカの目標達成ということで当面はシカの報償金だけ狩猟期に実施しているところです。

(事務局)

先ほど説明しましたが、豚熱が淡路島で出たということで中国四国農政局から四国に来るのも時間の問題ということで有害捕獲でのイノシシの捕獲強化の要請があったのですが、とりあえず高知県の場合、養豚場のある市町村で捕獲を強化してほしいとお願いをしたところですが、多くの市町村で有害捕獲の期間を10月末か11月14日で終了しているので、急に言われても3月末まで有害捕獲を継続できないというような状況がありました。今月24日に市町村担当者会がありますので、国や県からの要請があった場合は有害捕獲の期間を延長できるように市町村要綱改正のお願いをしようと思います。時間の問題ということもありますので、対処できるような体制を市町村の方で、有害捕獲ですが作ってほしいとお願いするつもりです。

(石川部会長)

養豚農家さんが多いというのは西の方ですか。

(事務局)

四万十町です。

(石川部会長)

四万十町ですか。旧窪川のあたり。

(事務局)

そうです。

(石川部会長)

これから、その該当する町なり市にそういう要綱を変えていただくように県から働きかけるといことですね。

(事務局)

はい。担当から説明もしましたので養豚場のある市町村は危機感を持っていただいていると思いますが、高知県全体で、豚熱も広がる恐れがありますので全県 34 市町村で対応していただけるようお願いしたいと思っています。

(石川部会長)

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご意見も無いようですので、この案についてはお認めいただいたということでもよろしいでしょうか。

はいありがとうございます。今、各委員から色々なご意見をいただきましたのでそれを踏まえて今後計画を策定するうえで参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくご対応をお願いします。それでは事務局にお返しします。

#### －その他（１）の説明－

##### 今後のスケジュールについて

(事務局)

第 13 次高知県鳥獣保護管理事業計画（案）及び高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）管理計画（案）について、令和 4 年 2 月の環境審議会後、令和 4 年 3 月 31 日告示（4 月 1 日施行）の予定等を説明。

各委員からの質問なし

(事務局)

今後の処理については、スケジュールでお示したようにパブリックコメントなどを行い、広く意見を募りまして、最終的に、その結果を反映させた計画案を作成し、本来であれば、再度、自然環境部会での審議を行うべきところですが、第 13 次高知県鳥獣保護管理事業計画（案）及び高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）管理計画（案）ともに大きな変更の無い限り、石川部会長と佐藤副部会長の承認によって部会の承認とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(石川部会長)

事務局からの提案について、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石川部会長)

それでは、今、承認していただきましたので、これで審議を終了いたします。

#### －閉会－